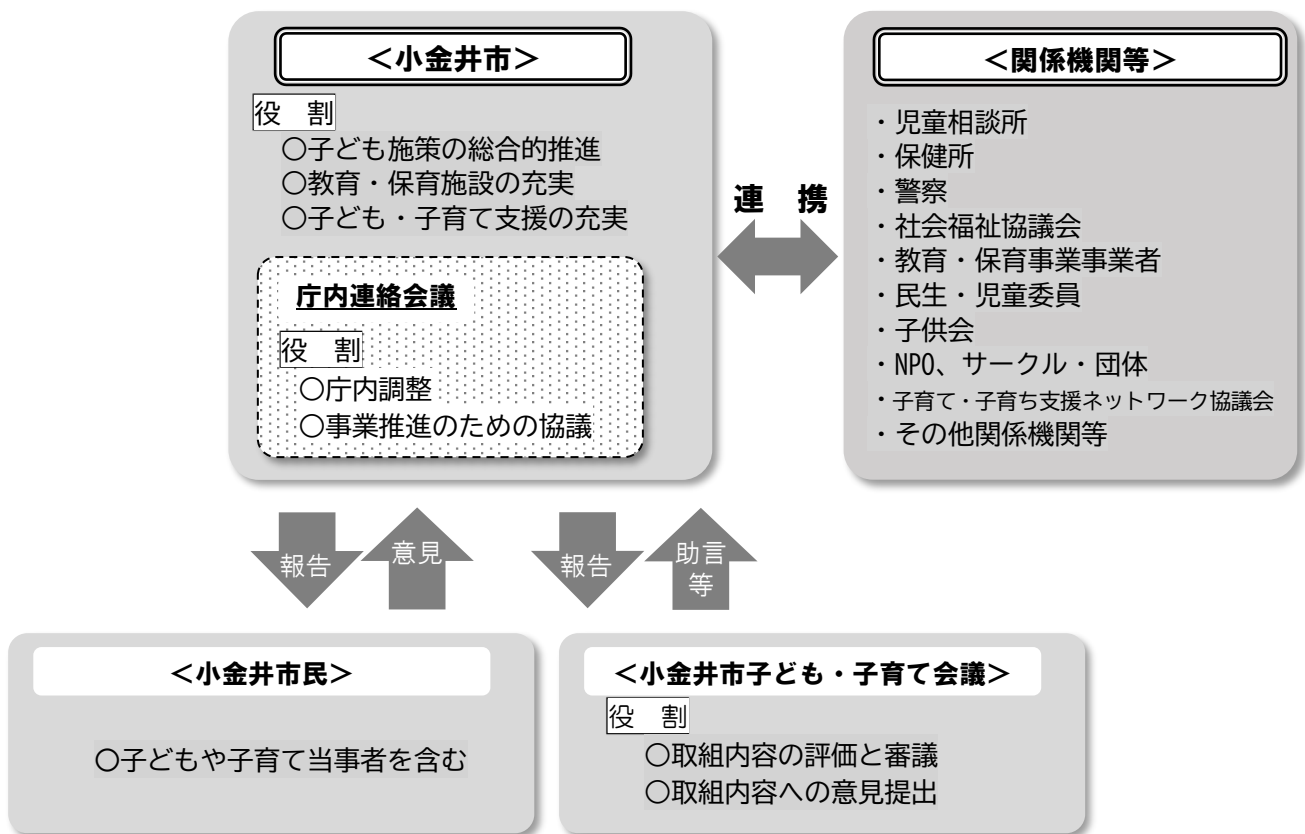


第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

小金井市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等との連携を図りつつ、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

のびゆくこどもプラン 小金井 推進体制図

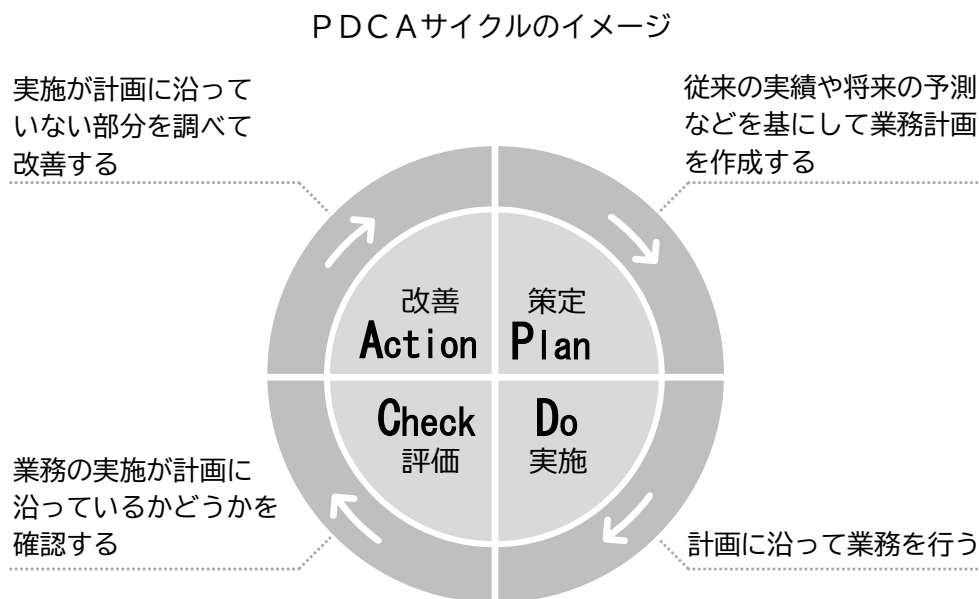


2 計画の達成状況の点検・評価

PDCA サイクル※に基づき、事業の取組と成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、各事業について毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議において第4章の重点事業及び第5章の子ども・子育て支援事業を中心に協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、こども基本法第11条に基づき、子ども施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講じます。

計画期間終期には、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づく点検・評価を行います。



- 「のびゆくこどもプラン 小金井」は、子ども・子育て会議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。
- 計画の実施や評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもや子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるよう必要な措置を講じます。
- 計画期間中においても、計画と実績との乖離が大きいなど計画の見直しの必要がある場合は、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。
- 計画期間終期には、ニーズ調査結果等を活用し、成果指標に基づく点検・評価を行います。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会を捉えて市民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

※ 計画 (P: Plan) - 実施 (D: Do) - 評価 (C: Check) - 改善 (A: Action) の4段階を繰り返すことで、計画の進行管理を適切に行い、事業成果を継続的に改善していく仕組み

資料編

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

資料4 のびゆくこどもプラン 小金井（案）について（報告）

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

資料7 子育て施設マップ

資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出
方法

資料9 関係事業一覧（小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、
及び子ども・若者育成支援）

資料10 用語解説